



箕面市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成30年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年(2019年)3月13日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 中 嶋 三四郎



平成 30 年 度
(2018年度)

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

箕面市監査委員

財政援助団体等監査

1 基準準拠等

この報告は、全国都市監査委員会が制定した「都市監査基準」及びこれに基づく本市の「都市監査基準運用細則」に準拠している。また、同細則に基づく「平成30年度年間監査計画」及び「財政援助団体等監査実施計画」に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

公益財団法人箕面市国際交流協会

（出資団体、多文化交流センターの指定管理者）

4 監査の日程及び実施場所

平成30年11月26日から平成31年2月6日まで 多文化交流センター

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市が行った財政援助等に係る出納その他の事務が、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、対象団体の職員及び市担当部局室の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が出資目的に沿って適切に運営されているか、指定管理施設が適切に管理運営されているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、平成31年2月6日に指定管理施設において対象団体からの説明と監査委員からの質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

(1) 出資団体の概要

公益財団法人箕面市国際交流協会は、本市から6億円の出捐を受け、平成4年6月に財団法人として設立され、平成25年4月に公益法人へ移行した。現在の基本財産は5億円である。同協会は、箕面市の歴史、文化、その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民と行政の協働のもと、市民

レベルの国際理解及び友好親善並びに地域における多文化共生の促進を図り、もって地域社会の国際化、人権の尊重及び世界平和の実現に奇与することを目的とし、国際交流促進等の公益目的事業を中心に収益事業も一部行っている。また、同協会は、多文化交流センターの開設時から指定管理者となっており、同協会の業務の過半が指定管理業務である。

(2) 指定管理施設と管理の概要

名 称 : 箕面市立多文化交流センター
位 置 : 箕面市小野原西五丁目2番36号
施設構造 : 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
施設面積 : 敷地面積 1,427.61㎡
延床面積 2,215.24㎡
(うち 図書館 263.63㎡、地域福祉活動拠点 75.51㎡)
施設内容 : 情報ギャラリー、コミュニティカフェ、講座室、会議室、事務室、駐車場他
開設日 : 平成25年5月1日
管理期間 : 平成30年4月1日から5年間(2期目)
指定管理料 : 3億円(税抜、5年間) ※年6千万円を四半期毎均等払い
利用料金 : 講座室等の施設利用料金、駐車場の駐車料金

(3) 出資団体の監査の結果

出納その他の事務は、次の指定管理者の監査による指摘事項を除き、適正に執行されていた。

(4) 指定管理者の監査の結果

出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次の①～④のとおり一部で箕面市国際交流協会が是正等を行うべき点が見受けられた。

箕面市立多文化交流センター条例(以下「条例」という。)、箕面市立多文化交流センター条例施行規則(以下「規則」という。)、箕面市立多文化交流センターの管理運営に係る協定書(以下「協定書」という。)、箕面市立多文化交流センター指定管理者業務仕様書及び指定管理者が定めた「箕面市立多文化交流センター」利用料金の減免に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定内容並びに多文化交流センターの指定管理に係る事業報告書(以下「事業報告書」という。)の記載内容を確認の上、市担当部局室に図って改善されたい。

①多文化交流センター地下の駐車場について

駐車場については、条例上は指定管理の対象施設で、その管理は指定管理業務となるところ、事業報告書上は、それとは別の自主事業の扱いになっており不適切なので、速やかに改められたい。また、駐車料金が利用料金であ

ることを踏まえ、所定の手続を確認し、適正な対応を図られたい。

②利用料金の減免の対象となる団体について

規則第13条第2項の規定による施設利用料金の減免団体について、登録はなされているものの公表がされていないので、規則に定める事項を公表されたい。また、要綱別表の50%の減免の対象となる範囲の規定について、誤解のおそれのある記載内容になっているので、見直しを検討されたい。

③夜間受付業務委託に伴う個人情報の取扱いの承諾等について

公益社団法人箕面市シルバー人材センターへの夜間受付業務の委託の際、個人情報を取り扱うことについて、協定書に定めるところによりあらかじめ市の書面による承諾を得ていることが明らかではなかったため、協定書所定の手続を確認の上、適切に対応されたい。

④変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については条例及び規則で定められているが、協定書第23条の規定がそれらと一致していないので、市と協議の上で協定書の規定を見直しされたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋二郎

監査委員 中嶋 三四郎